

気象警報発表時の対応について

1 登校前に警報が発表された場合

岐阜市（学校所在地）に警報が発表されている場合は、**全ての生徒を自宅待機**とし、授業開始を見合わせる。

その際、警報が解除される時間により次のとおり対応する。

- (1) **午前6時30分までに解除**された場合 → **平常どおりの授業**
- (2) **午前6時30分から午前11時までに解除**された場合 → 解除後**2時間を経てから授業開始**
- (3) **午前11時以降に解除**された場合 → **当日の授業中止**

ただし(1)(2)において次の各号に該当する等、自身や家族の安全が確保されない場合には登校に及ばない。

- ア 道路・橋の損壊や冠水などで登校が危険な場合
- イ 交通機関が停止している場合
- ウ 自家の被害が著しい場合

また、岐阜市（学校所在地）に警報が発表されていないが、生徒の居住地域・通学経路地域に警報が発表されている場合、該当生徒は自宅待機とする。**ただし、保護者が安全に送迎が可能な場合は、自宅待機せずに登校していただくことを可能とする。**なお、警報が解除された場合は上述の(1)～(3)に準ずる。

2 登校途中に警報が発表された場合

警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校待機も可とする。

3 登校後に警報が発表された場合

- (1) 警報発表中は、原則として学校待機とし、警報解除後に気象状況、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒を安全に帰宅させうると認めた場合、下校させる。
その場合には、生徒は帰宅後に必ず自宅への到着を担任に連絡する。
- (2) 終業時間になっても警報（特別警報を除く）発表中の場合の対応については、別途検討する。

4 その他

- (1) 気象状況、交通機関の状況・道路の状況等を判断して、警報の発表に先立って休業や授業の中止を決定することがある。
- (2) 学校が通常の対応と違う判断をした場合は、すぐ一等で学校から家庭へ連絡する。